

海洋プラスチック問題に対する意見書

2018年（平成30年）12月20日

日本弁護士連合会

当連合会は、国に対し、プラスチック資源循環に関する政策について、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 海洋プラスチック憲章に早期に署名すべきである。
- 2 これまで日本が「サーマルリサイクル」として推奨してきた熱回収は海洋プラスチック憲章のリサイクルに該当せず、真に代替手段がない場合にのみ例外的に許容されるにすぎないことを、中央環境審議会において現在検討されている「プラスチック資源循環戦略」に明記すべきである。
- 3 2030年までに、使い捨てプラスチックを大幅に削減し、かつ、その他のプラスチックについては100%リユース及びリサイクル可能とすることを目指して法整備等を行うべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

プラスチックは広く社会に浸透しており、人々の生活に利便性と恩恵をもたらしている。その一方で、金属等の他素材と比べてプラスチックがリユース（再使用）やリサイクル（循環利用）などを含めて有効利用される割合は、世界的にいまだ低い。特に、不適正な処理によって世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋へ流出していると推計されており、このままでは2050年までに海洋中の魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている¹。

プラスチック廃棄物規制、海洋プラスチック問題への対応は、SDGs（持続可能な開発目標）においても求められているように、現在、世界的に取り組まれている課題である。

日本は、使い捨てのプラスチック容器包装廃棄量（1人当たり）が世界で二

¹ 環境省「参考資料 プラスチックを取り巻く国内外の状況（パブコメ版）」（以下「参考資料」という。）9頁参照

番目に多いと国連から指摘されており²，プラスチック資源循環に関する政策は我が国においても重要な問題である。

このような中，日本は，2018年6月9日，G7シャルルボワサミットにおける海洋プラスチック憲章について，後述のとおり同憲章の目指す方向性は共有するとしつつも署名しなかった。他方で，2019年6月に日本においてG20の開催が予定されており，日本が世界のプラスチック対策をリードすることが重要であるとして，第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月19日閣議決定）に基づき，中央環境審議会³において使い捨て容器包装等のリデュース（削減）やプラスチック資源の効率的な回収利用などを推進する「プラスチック資源循環戦略（案）」が検討されている。

そこで，当連合会は，今後のプラスチック問題に対する政策・資源循環施策に関し，以下の理由により，意見の趣旨記載の意見を述べる。

2 海洋プラスチック問題を取り巻く現状

(1) 海を漂流するプラスチックごみの増大

今日，海洋には，北極や南極の周辺海域を含む地球規模で様々なごみが漂流しており，海岸にも大量のごみが漂着している。このように海洋を漂流し，又は海岸に漂着するごみを海洋ごみという。プラスチックごみはこの海洋ごみの多くを占めている。

2016年1月にスイスのダボスで開催された世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で行われた海洋ごみに関する報告では，世界のプラスチック生産量が急増しており，毎年少なくとも800万トンのプラスチックが海に流出し，その量は2050年までに重量ベースで魚の量を上回ると予想されることや，リサイクル率について紙が58%，鉄鋼が70～90%であるのに比べて，プラスチックのリサイクル率は14%にすぎないことが指摘され，プラスチックのリサイクルを促進し，海など自然界への流出を防ぐ対策の強化が急務であると指摘された。

また，1950年以降に生産されたプラスチックは83億トンを超えているところ，そのうち63億トンがごみとして廃棄され，回収されたプラスチックごみもその79%が埋立てあるいは海洋等へ投棄されており，実際にリサイクルされているプラスチックは9%にすぎず，現状のペースでは，2050年までに120億トン以上のプラスチックが埋立て・自然投棄されると

² 「SINGLE-USE PLASTICS: A Roadmap for Sustainability」（国連環境計画，2018年）

³ 中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会が設置され，同小委員会において「プラスチック資源循環戦略（案）」が検討されている。

推計する報告がある⁴。

日本においても、2010年の推計では、年間約2～6万トンのプラスチックごみが陸上から海洋に流出していると報告されている⁵。このように、我が国においても、プラスチック類の海洋への流出を防ぐことはできていないのが現状である。

こうした海洋ごみは、船舶航行への障害となり得るだけでなく、観光や漁業・沿岸域居住環境及び生態系を含めた海洋環境に影響を及ぼすと考えられている。

(2) マイクロプラスチック問題

近年、海洋ゴミの環境に及ぼす影響に加え、海洋中のマイクロプラスチックによる生態系へ影響が指摘されるに至っている。

マイクロプラスチックとは、5mm以下の微細なプラスチックごみを指す。このマイクロプラスチックには、最初からマイクロサイズで製造されたプラスチック（洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズ等）が、その使用により、排水溝等を通じて自然環境中に流出したもの（一次的マイクロプラスチック primary microplastics）と、最初は大きなプラスチック製品だったものが衝撃や劣化等により自然環境中で破碎・細分化されてマイクロサイズになったもの（二次的マイクロプラスチック secondary microplastics）が含まれる。

いずれのマイクロプラスチックも、海洋生物がこれを餌と一緒にあるいは餌と誤認する等して口に入れることで、これに含有し又は吸着された化学物質が食物連鎖に取り込まれることによってその後に生じる生態系への影響が懸念される点は共通する⁷。実際、マイクロプラスチックの残留性有機汚染物質（POPs）を分析した結果、ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、マイクロプラスチック1g当たり数ngから百数十ngが検出され、ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）については、沖合域で採取した漂流マイクロプラスチックに関して、全ての地点で検出されている⁸。

そして、マイクロプラスチックは魚介類が捕食し、食物連鎖の結果、海産

⁴ 参考資料8頁「世界のプラスチック生産量及び廃棄量」

⁵ 参考資料27頁「海洋プラスチック問題の現状（海洋に流出するプラスチック）」

⁶ 2012年3月9日 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室「東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果の公表について（お知らせ）」によれば、2011年の東日本大震災による震災漂流物（瓦礫等を含む）は150万トンを超えるものとされている。

⁷ 参考資料25頁「マイクロプラスチック」

⁸ 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境「平成28年度海洋ごみ調査の結果」9頁

物を摂取した人体からも検出されており、この点でも人体への影響が懸念される。

その対策としては、一次的マイクロプラスチックについては、その微細性ゆえに、使用され自然環境へ一度放出された製品の回収はほぼ困難であるから、これらマイクロプラスチックを含有する製品の製造や販売自体を制限する必要性が高い。

そこで、米国、カナダ、フランス及び英国といった一部の国では既にマイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造や販売を規制しており、日本でも、日本化粧品工業連合会が2016年3月に会員企業1100社に自主規制を呼びかける形でその製造を抑制する取組が採られている。

また、二次的マイクロプラスチックについては、前述のとおり、世界で毎年800万トンのプラスチックが海洋に流出しているところ、生分解性ではないプラスチックごみの自然環境への放出を抑制することがその対策となる。

具体的には、マイクロプラスチックの発生源たるプラスチック製品自体の製造や販売自体を制限し、その他、拡大生産者責任を通じた回収・リサイクルプロセスの構築、リサイクル素材の利用の義務化、廃プラスチックの管理・清掃・意識向上についてのコスト負担、複数回使用・リサイクル可能となる製品デザインへの変更などが必要である。

3 海洋ごみ及びマイクロプラスチック問題に関する世界の状況

(1) 世界の取組状況

海洋ごみ及びマイクロプラスチック問題については、国際連合及び主要国首脳会議などでも繰り返し議論がされ、各種の国際的な目標等が策定されている状況にある。

① 国際連合

ア 持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標（SDGs）」（2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標）では、2025年までに、陸上活動による海洋ごみや富栄養化を含む、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させることが規定されている。

イ 国連環境総会（UNEA3）

2017年12月に開催された第3回国連環境総会（UNEA3）では、海洋ごみやマイクロプラスチック対策、大気や土壌の汚染防止、生

態系の保護など13の決議と3つの決定を採択した。

② 主要国首脳会議

ア 伊勢志摩サミット（G7）（2016年5月）

首脳宣言において、資源効率性及び3R（リデュース（削減）・リユース（再使用）・リサイクル（循環利用））に関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することを認識しつつ、海洋ごみに対処することを再確認した。

イ ハンブルクサミット（G20）（2017年7月）

これまでのG7による取組を基礎としつつ、発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、調査等の取組を盛り込んだイニシアチブ「海洋ごみに対するG20行動計画」の立ち上げに合意した。

ウ シャルルボワサミット（G7）（2018年6月）

日本を含むG7全ての国が、海洋環境の保全に関する「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、「海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみに対処」するとした。また、米国と日本を除く国が後述する「海洋プラスチック憲章」に署名した。

③ 欧州委員会

欧州委員会は2018年1月に「循環型経済における欧州プラスチック戦略」を公表し、2030年までにプラスチック包装のリサイクルの徹底を目指す方針を明らかにするとともに、5月には同戦略を履行するため、使い捨てプラスチック10品目と漁具を対象とし、消費削減目標（Consumption reduction）、市場での取引制限（Market restriction）などを含む規制案を示した。

(2) 海洋プラスチック憲章

2018年6月、カナダのシャルルボワサミット（G7）において、米国と日本を除く参加国5か国（カナダ、フランス、イギリス、ドイツ及びイタリア）並びにEUは「海洋プラスチック憲章」に署名した。

同憲章は、プラスチックの製造、使用、管理及び廃棄に関する現行のアプローチが、海洋環境、生活及び潜在的には人間の健康に重大な脅威をもたらすという認識の下、プラスチックの資源効率的なライフサイクル管理に向けた取組を各国に促すものである

同憲章においては、①2030年までに、100%のプラスチックがリユ

ース、リサイクル、また他に有効な選択肢がない場合は回収可能となるよう産業界と協力する、②代替品の及ぼすあらゆる環境上の影響を考慮し、使い捨てプラスチックの不必要な使用を大幅に削減する、③産業界と協力して、2030年までに、適用可能な場合にはプラスチック製品におけるリサイクル素材の割合を少なくとも50%増加させる、④産業界及び中央政府・地方自治体の協力の下、2030年までにプラスチック包装の少なくとも55%をリサイクル及びリユースし、2040年までに全てのプラスチックを100%回収する、⑤化粧品等におけるプラスチックマイクロビーズの使用を2020年までに可能な限り削減し、その他のマイクロプラスチック発生源に対処するため産業界と協力する、などといった内容の年限を区切った具体的な対策を採ることが求められている。

これについて米国は署名を拒否し、日本も、同憲章の目指す方向性は共有するとしつつも、同憲章の規定するプラスチックの具体的な使用削減等について国民経済への影響を検討する必要があるなどとして署名していない。

海洋プラスチック憲章は、署名国間の任意の合意であり拘束力はないが、その重要性については日本も認めており⁹、国会質問において、プラスチックごみを含む海洋ごみの生態系への脅威の緊急性に係る認識についてはG7諸国の間で共有されており、「『海洋プラスチック憲章』の目指す方向性は共有するものの、同憲章が規定するあらゆるプラスチックの具体的な使用削減等を実現するに当たっては、国民生活や国民経済への影響を慎重に検討し、精査する必要があるため、今回参加を見送ることとしたものである。」と答弁されている。

(3) 中国のプラスチックごみの輸入規制

さらに、上述のような海洋ごみやマイクロプラスチック規制とは別途の動きとして、2017年7月18日から、中国政府（中国国務院弁公庁）は、固体廃棄物輸入・管理制度改革実施案を通知し、中国各地で長引く環境汚染問題を背景に、それまでの政策を変更して、同年末までにペットボトルなどの生活系廃プラスチックを含む4種類24品目のリサイクル可能な廃棄物原料の輸入を禁止すると通知した。

4 プラスチック問題に関する日本の状況

(1) 日本におけるプラスチックの使用・廃棄等の状況

世界における1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量を比較すると、

⁹ 衆議院議員初鹿明博君提出海洋プラスチック憲章に関する質問に対する答弁書（内閣衆質196第386号平成30年6月22日）

日本の人口1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は、米国に次いで多い。

また、日本における2016年度のペットボトル販売量は、59.6万トンで前年度と比較して3.3万トン増加し、販売本数は9.5%の伸びとなり、プラスチックごみは増加し続けていると言える。

PETボトルリサイクル推進協議会の統計によれば、日本のペットボトルの販売量に対する回収率は88.9%であるが、このうち国内でのリサイクル率は4割弱にとどまり、その余の大部分は中国に輸出されている。また、上記回収率(88.9%)からすれば、約11%は回収されていない。結果として、日本のペットボトル使用量59.6万トンからすれば、ペットボトル約6.5万トンが投棄等の対象になっているのが現状である。漂着ごみの調査結果によっても、2010年から2014年度までの調査によれば、太平洋側(茨城県神栖市、兵庫県淡路市及び鹿児島県南さつま市)では72~98%が日本製のペットボトルであり¹⁰、2016年度の調査においては各調査地域全体を見ても漂着するペットボトルの41%が日本製であるとされ¹¹、現実に海洋への流出を防止できていないのが現実である。

このように、リサイクル等のみでプラスチックごみの環境中への拡散を防止することに無理があり、プラスチック使用量自体の削減を図るべきことは明らかである。

また、日本における廃プラスチック全体の有効利用率は2016年では84%と高い水準であるとの指摘があるが、これは中国への輸出や熱回収を含めて有効利用率を算出するものである。

廃プラスチック全体で言えば、その輸出の8割は中国に輸出されていたものであり、廃棄物処理法第2条の2第2項「国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない」との原則からは乖離が見られる。

しかしながら、前述のとおり、2017年以降、廃プラスチックの中国への輸出が規制されており、このまま輸出頼みのリサイクル政策を継続することはできない。

(2) 日本におけるプラスチック問題への対処

① 海岸漂着物処理推進法

¹⁰ 2018年8月17日中央環境市議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会(第1回)資料2「プラスチックを取り巻く国内外の状況」18頁「我が国での漂着ごみ調査結果」

¹¹ 環境省「平成28年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」206頁

2018年に海岸漂着物処理推進法が改正され、マイクロプラスチック（マイクロビーズ）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であることを前提とし、事業者に対して、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の使用に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制、廃プラスチック類の排出抑制について、努力義務が規定されている。

② プラスチック資源循環戦略（案）

第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月19日閣議決定）において、資源・廃棄物問題、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応し、かつ、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（プラスチック資源循環戦略）が策定されることとなった。

現在、環境省中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会が置かれ、使い捨て容器包装等の削減（リデュース）やプラスチック資源の効率的な回収利用などを推進する「プラスチック資源循環戦略（案）」が検討されている。

現在検討されている「プラスチック資源循環戦略（案）」においては、
ア ワンウェイの容器包装・製品等の回避可能なプラスチックの使用を合理化

イ プラスチック製容器包装・製品の原料の再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）への適切な切り替え

ウ プラスチック製品の長期的な使用

エ プラスチック製品の使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を行う

などの基本原則が確認されている。

そして、今後の戦略展開として、

ア 2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指す

イ 2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリサイクル又はリユースし、かつ、2035年までに全ての使用済プラスチックを熱回収も含め100%有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指す

ウ 2030年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入するよう目指す

などの戦略が述べられているものである。

(3) 熱回収について

日本でリサイクルされているプラスチックの7割弱は、そのまま又は固形燃料化して焼却されており、「サーマルリサイクル」（熱回収）と呼ばれ、熱エネルギーとして利用されている。

日本では、前述のとおり、プラスチックの有効利用率は84%であるとして、世界全体の有効利用率（14%）よりも高く、一定の水準に達していると評価している（前掲プラスチック資源循環戦略（案））。

しかしながら、実際のところ、日本のプラスチック廃棄物940万トンのうち、プラスチックごみを原料にして新たな製品に再生する材料（マテリアル）リサイクルは203万トン（27%）、化学的に分解するなどして化学原料や燃料にするケミカルリサイクルは30万トン（2%）にすぎない¹²。

さらに、材料リサイクル203万トンのうち、再生樹脂として輸出されるのは168万トンであり、国内での利用は34万トンである。

結果として、国内でのプラスチック廃棄物に対するマテリアルリサイクルを含むリサイクルの対象は64万トンであり、6.8%程度にすぎない。

他方で、熱回収の対象となったものは、534万トンであり、プラスチック廃棄物全体の57%を占めている。

このように、日本では、プラスチック廃棄物の利用として、熱回収が偏重されているというのが実態である。日本では「サーマルリサイクル」という独自の用語が多用され、プラスチックの焼却による熱回収をもってプラスチック資源の循環利用であるかのように評価されている傾向がうかがわれる。

例えば、第四次循環型社会形成推進基本計画においても、「ほとんどの廃棄物を直接埋立してしていた状況から循環利用を進めている国と、我が国のようにほとんどの可燃性の廃棄物を衛生的に焼却処理をする体制を整えた状態から廃棄物発電等も含めた循環利用を進めている国とを熱回収を考慮しない出口側の循環利用率のみで比較しても適切な評価をしたことにはならない。このため、熱回収を考慮した出口側の循環利用率や直接埋立量等の指標も含めて総合的に国際比較を行う方法について検討を進める。」との記述が見られる（「3.3.3. 指標の国際比較」）。

¹² 参考資料54頁「我が国におけるプラスチックのマテリアルフロー（2013年）」

また、循環型社会形成推進基本法では、「循環的な利用」につき、再使用、再生利用及び熱回収をいうものと規定されている（同法2条4項）。

前述の「プラスチック資源循環戦略（案）」においても、プラスチックの使用後について、「効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ります。」（2頁）、「分別・選別されたプラスチック資源の品質・性状等に応じて、循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。」（4頁）として、熱回収を循環利用や資源有効利用率の基礎とする方針を維持し、今後の戦略展開（8～9頁）においても、リユース・リサイクルの項目において熱回収を含むものとしている。

しかしながら、サーマルリサイクルは、日本においてのみ用いられている用語であり、世界的には、リカバリー（熱回収）として、リサイクルが不可能な場合に代替的に採るべきものとして捉えられている。

廃棄物の処理に関しては、世界的に対策の優先順位として、3R（リデュース、リユース、リサイクル）があり、その次に熱回収、最後に適正処理と続くものであり、このような順位とすべきとの原則論が存在する。

そして、熱回収では、単に焼却されるのみであって、当該プラスチックは再度利用されず、資源として循環することはない。プラスチックについて熱回収を「有効利用」とであると安易に評価し、プラスチックの有効利用の一環として肯定的に使用し続けている限り、結局のところプラスチック製品の大量生産、大量廃棄及び焼却による熱回収という現状を変更することができず、プラスチック製品削減のインセンティブが大幅に損なわれる。結果として、熱回収の評価は、プラスチック製品の使用量を大幅に削減していかなければならないというこれからのプラスチック政策の障害になる。

前述のとおり、日々プラスチックの使用量が増加しており、かつ、日本でも完全に回収することは困難を極め、年間約2～6万トンのプラスチックごみが陸上から海洋に流出している現状からすれば、プラスチックの海洋を含む環境中への流出を防止するためには、廃プラスチックの発生自体を抑制するほかない。

2005年5月の廃棄物処理の基本方針改正¹³において、「廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等によ

¹³ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本的な方針」
改正 2005年5月26日 環境省告示第43号 5頁

り広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うことが適当である」と初めて規定し、発生抑制を第一とし、熱回収は最後の手段であると位置付けた。にもかかわらず、現状は、上述のとおり廃プラスチックの57%が熱回収の対象となっている。

このように、廃プラスチックの焼却による熱回収を「有効利用」であるとして偏重し続ける日本のリサイクル政策は、上述のとおり安易なプラスチックの大量生産・使用と大量廃棄を助長し、廃プラスチックの発生を防ぐことはできないものであると言え、この方針の転換は必須である。

また、プラスチック製品の大部分が化石燃料に由来することからすれば、熱回収では結果として温室効果ガスが排出されることになる。温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていくことを定める地球温暖化対策の国際条約「パリ協定」から見ても、プラスチックの熱回収は限定的に選択されるべき手段との認識が必要である。

海洋プラスチック憲章も「他に有効な選択肢がない場合」にのみ熱回収が許されるとして、同様の考え方に立つ。

以上の点からすれば、廃プラスチックについて熱回収を中心に据えるような廃棄物政策は誤りであって、厳に慎むべきである。

なお、当連合会においては、既に2005年に容器包装リサイクル法改正に関する意見書を提出し、同意見書の中で、「プラスチックごみの処理について、サーマルリサイクルをより活用する方向性には強く反対する。」との意見を述べているところである。

5 提言

(1) 意見の趣旨第1項

以上のとおり、日本政府自身、プラスチックごみを含む海洋ごみの生態系への脅威が緊急性のあるものとの認識を有しており、海洋ごみやマイクロプラスチックについては、正面から対応しなければならない問題であると捉えられている。そして、プラスチックをめぐる資源・環境両面の課題の解決は、単なるプラスチックの使用削減というだけではなく、イノベーションの促進という面もある。すなわち、資源循環とこれによるサーキュラーエコノミー（循環経済）による効果は、経済成長と雇用創出、競争力の強化などの効果もあり、このような資源循環の総合的な推進への政策転換が必須であることは日本においても十分に理解されている。

現実にも、昨年以降、中国が廃プラスチックを含む廃棄物の輸入規制を行ったことを契機に、日本においては、国内におけるリサイクルの推進はもちろん、プラスチック類の使用自体を制限する必要性が生じていることは明白である。

また、比較的回収されているとされるペットボトルですら、その回収率が88.94%にとどまることからすれば、リサイクルやリユースを徹底するためには、そもそもプラスチック全体の使用量を削減すること、特に使い捨てプラスチックについては、海洋プラスチック憲章においても定められているとおり大幅に削減することを目指す必要がある、プラスチック資源循環戦略（案）において規定されている「2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制」との目標は、低きに失するものと言える。

また、マイクロプラスチックは、自然環境へ一度放出されてしまえば、これを回収することはほぼ困難なのであるから、マイクロプラスチックの発生源たるプラスチック製品自体の製造や販売自体を制限する必要性が高く、その他、拡大生産者責任を通じた回収・リサイクルプロセスの構築やリサイクル素材の利用の義務化等も具体的に法制化する必要がある。

以上からすれば、我が国も世界的な海洋の保全等を目指す国際的な合意である海洋プラスチック憲章に早期に署名し、国際的・対外的にもプラスチック問題への抜本的な対策を採ることを表明すべきである。

(2) 意見の趣旨第2項

上述のとおり、日本において、日々プラスチックの使用量が増加しており、かつプラスチック廃棄物全体の57%が熱回収の対象となっている現状からすれば、プラスチックについて熱回収を「有効利用」とであると安易に評価し、プラスチックの有効利用の一環として肯定的に用い続けている限り、プラスチック製品の大量生産、大量廃棄及び焼却による熱回収という現状を変えることはできない。この現状を打破するためには、今後の政策における熱回収（サーマルリサイクル）に対する評価の変更を明確にする必要がある。

よって、熱回収については、海洋プラスチック憲章のリサイクルに該当せず、真に代替手段がない場合にのみ例外的に許容されるにすぎないことを「プラスチック資源循環戦略」において明記して、日本としてのプラスチック問題への対策指針の根幹方針を示すべきである。

(3) 意見の趣旨第3項

海洋プラスチック憲章の最も重要な目的は、資源循環によるプラスチック

問題の解決・改善である。熱回収は、単に焼却されるのみであり、当該プラスチックは再度利用されず、資源として循環することはない。

真にマテリアルの循環を見ることができない熱回収については、代替手段がない場合に限定的・例外的に行われるものにとどめるべきである。

したがって、国は使い捨てプラスチックについて大幅に削減するとともに、その他のプラスチックについては、熱回収への依存を極力廃し、2030年までに100%リユース及びリサイクル可能とすることを目指して法整備等を行うべきである。

以上